

## 調査の趣旨

官製談合防止法\*等の違反事件が後を絶たない状況

- ▶ 官製談合等を防止するための発注機関の取組に関する実態調査を8年ぶりに実施

## 調査結果の概要

各取組の実施割合は30年調査からおおむね増加傾向にあるものの、未然防止への取組はいまだ道半ばである

### 官製談合防止法等の違反原因

報告書P. 125

- ・ 職員のコンプライアンス意識不足
- ・ 目が行き届かない組織体制



### 官製談合等の防止のための取組を実施してこなかった理由

報告書P. 129

- ・ 予算、人員等のリソース不足
- ・ 従前、特に指摘がないための前例踏襲



### 各取組を実施していない場合のリスク

報告書P. 130-141

(1) 職員が入札談合等に関与しないよう遵守すべきことを定めた規定類の整備

実施しないと… 職員が知らずに違反に加担をしてしまう

(2) 職員を入札談合等に関与させないための発注機関の体制面の整備

実施しないと… 不適切な意図を持った発注を行った場合にその違反行為を見逃してしまう

(3) コンプライアンス意識の向上のための周知啓発

**【最優先】**

実施しないと…

違反原因の多くはコンプライアンスの意識不足により違反事件に直結する可能性



(4) 職員を入札談合等に関与させないためのその他の取組

実施しないと…

入札結果の妥当性の確認や違反行為を発見する機会を失する

**予算や人員等のリソースの有無にかかわらず、違反等事件が発生した際のコストは甚大である**

### 公正取引委員会が行う支援

報告書P. 142-143

- テキストや支援ツールの公表 … テキスト「入札談合の防止に向けて」



官製談合防止マニュアルチェックリスト



- 相談への対応 … 官製談合防止法に関すること：経済取引局総務課、入札結果の分析に関すること：経済分析室

- 各発注機関への講師派遣等 … 【無償】発注機関職員への官製談合防止法等の研修会への講師派遣

※入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（入札談合等関与行為防止法）を指す